

D. 脱退手当金の非受領の申立てへの対応

厚生年金の短期加入で退職する被保険者が脱退手当金の受給を選択した場合は、脱退手当金の対象となった期間は厚生年金の被保険者期間でなかったものとみなされる制度があったが、その脱退手当金を受領していない、すなわち厚生年金の被保険者期間を回復して欲しいとの申立てが、昭和40年前後に支給された記録を中心に行われている。

こうした申立てのうち年金記録確認第三者委員会であっせんされた事案の中には、退職する被保険者に脱退手当金の受給を申請する意思がないにもかかわらず、勤務先の事業主が被保険者に代わって請求し、受領した脱退手当金を当該被保険者に支払わなかったと疑われるケースがある。

この点については、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、いわゆるまだら事案について記録回復基準の設定を検討している。

E. 事業主から従業員への通知義務の徹底方策

事業主は、資格取得届や月額変更届等の届出を行い、日本年金機構の確認を受けたときは、資格取得年月日及び標準報酬等をすみやかに従業員に通知しなければならないこととされているが、従業員への通知が徹底されていないという指摘がある。

これについては、現在行っている算定基礎届の提出時期前に各年金事務所が開催する算定説明会や納入告知書同封のチラシによる周知及び事業所調査の際の事業主指導等を通じて徹底する。

補 足 事 項

今回の取りまとめに当たり、具体的な結論を得られなかったものについては、厚生労働省及び日本年金機構において引き続き検討を進め、具体的な対応に結びつけていくこととしている。

以下は年金記録問題の対応策や施策と直接関係するものではないが、職員アンケートの回答を集約・整理するに当たり感じられた事項を補足する。

- (1) 職員アンケートの質問項目では年金記録問題に対する認識をその一つに挙げていたことから、記録問題への反省が記されている回答が多く見られた。それらを見て強く感じられたのは、「年金給付の裁定請求時にご本人が来るのだから、その時に直せばよい」という裁定時主義が常識化していたことである。法律上は申請主義を採ることから、ご本人の申請に基づく裁定は必要であるが、だからといって年金記録を裁定の時まであいまいなまま放置することが許されるものではない。日本年金機構の運営方針や新たに定められたお客様へのお約束10か条を実践し、職員それぞれの意識改革を引き続き進めていくことが必要である。
- (2) また、職員アンケートの回答の中では、上述のほかに、旧社会保険庁における年金記録問題発生の最大公約数的要因として、次の3点に関連するコメントが寄せられている。
 1. 過去の職員組合の、記録ミスを防ぐ作業への非協力ないしは拒否。
 2. 法制度起案側である厚生労働省の、現場無視の複雑・難解・非合理的な立法措置。
 3. 現場の意見を汲み上げようとしなかった、社会保険庁本庁ないしは上層部の姿勢。

何れも、既に巷間に伝えられている要因であるが、これらについては厚生労働省及び日本年金機構において、改めて運営上の課題として受け止めて、今後の対応を進める必要がある。

- (3) 更に、回答では、大切な記録をお預かりしているという認識が不足していたといった職員自身の意識の問題や、お客様への姿勢、記録管理や事業所からの届け出、チェック体制、組織、広報などのあり方など様々な面での反省が見られた。

そういった反省に立って、

- ・対応するお一人お一人のお客様に対して、相手のご都合が許す限りで徹底して氏名検索を行い、質問し、知る限りの従前の年金制度について詳細に説明を行なうよう以前にも増して心がけた。
- ・年金記録問題の早期解決に向けて、土日に出勤して年金額仮計算書の年金額試算の支援をしたり、電話・窓口対応では1件でも多く解決出来るように取り組んだ。
- ・窓口装置で確認できない事業所名の変遷や名簿の所在等をしるした「トラの巻」を作成した。

というように問題解決に向け地道に努力している職員も見られたところである。

今後の年金記録の速やかな回復に向けては、今回取りまとめた対応策を着実に進めるとともに、各職員の反省と「就職先をここと決めたときは、自分が入った職場を周囲から見直されるよう、より良いものへと変えていく為にできることをやっていこうと考えた」という新人の初心が生かせるような組織とすることを目指して、日本年金機構は不断に努力することが必要である。それとともに、厚生労働省もその努力に対して最大限の支援を行うことも必要である。

報告元		時期	種類	①災害による被害状況 ②被害データの特定	対策	復旧状況
1	北海道 北海道ブロック本部	昭和20年11月6日	火災	①道庁の火事により保険課が一部焼失。 ②被保険者名簿等の一部が消失、冠水のため判読不能となった。(具体的には特定できていない)	事業所への訪問、調査票の送付等の調査を行い修復作業を実施。(OBより聴取)	大規模事業所についてはある程度修復できたが、小規模事業所。特に退職者については、分からないことが多く全ては修復出来なかった。(OBより聴取)
2	北海道 砂川	昭和37年8月4日	風水害	①台風により事務所が浸水。 ②被害データの状況は不明	—	実質的な被害なし(OBより聴取)
3	青森 青森	昭和20年7月頃	戦災	①青森県庁空襲により焼失 ②機保厚年被保険者名簿の一部焼失	事業所に確認をし、回復に努めた。(OBより聴取)	大部分が回復できたが、一部は回復できず(OBより聴取)
4	新潟 新潟西	昭和39年6月16日	地震	①新潟地震による床上浸水、土砂津波の流入等 ②被保険者原票の3分の2が冠水、一部判読不明。	乾燥させた、判読不明なものは書替えを行った。(資料より)	1か月以内に作業完了した模様(資料より)
5	東京 港	昭和20年5月29日	戦災	①空襲により焼失 ②会計金庫内の書類以外は全焼。	本庁の索引簿を確認及び事業所への照会を行った。(資料より)	復元したとの記録あり。(資料より)
6	東京 江東	昭和20年3月10日	戦災	①空襲により焼失 ②名簿消失(大多数)	昭和60年頃、業務センターより旧台帳マイクロフィルムを取り寄せ作業していた(OBより聴取)	—
7	東京 品川	昭和28年5月22日	火災	①放火により事務所3分の2が焼失 ②記録台帳のうち60万件が焼失	本庁からの予算措置を受け、資金職員を雇用し復元作業を行った。(OBより聴取)	2ヶ月間の作業で台帳は復元されたが、チェックの不備等により、一部記載漏れ、誤記等があることが後日判明した。(OBより聴取)
8	神奈川 川崎	昭和20年4月15日	戦災	①空襲により焼失 ②記録台帳のうち相当数が焼失した。	事業所から資料を取り寄せ戦災台帳を作成した。(OBより聴取)	取り寄せられた資料が一部にとどまったため完全には復元できなかった。(OBより聴取)
9	石川 金沢北	昭和23年11月16日	火災	①保険課が元商品陳列館火災により類焼 ②払出簿、被保険者台帳が焼失。	事業主、被保険者、保険者の協力により復元作業を行う。(資料より)	一部を除き復元。(資料より)
10	愛知 熱田	昭和20年6月9日	戦災	①戦災より焼失 ②文書、資料が残っており詳細は不明、おそらく厚年被保険者名簿は焼失。 (現笠寺、半田事務所管轄含む) 旧台帳、年金番号の払出索引票は別の場所(愛知県内)で管理されていたため直接の被害なし。 厚生年金保険被保険者名簿はおそらく焼失している。記録の管理方法は不明。	おそらく昭和21年初頭頃から旧台帳、払出索引票をもとに事業所の協力を得て復元したと思われる。復旧状況にかかる資料は無い。(OBより聴取)	昭和21年初頭頃の現存事業所の現存被保険者の名簿は復元。(OBより聴取)
11	愛知 熱田	昭和34年9月26日	風水害	①伊勢湾台風による風水害 ②被保険者名簿、年金番号払出し索引票の一部水につかり、記載が滲んで不鮮明になる。	被保険者名簿等を乾かしたと思われる。(OBより聴取)	不鮮明なまま特に復旧はしていない。(OBより聴取)
12	福井 武生	昭和23年頃	地震・豪雨	①地震と豪雨で県庁が浸水 ②年金番号払出簿が浸水 県庁(城址)の倉庫に記録を保管。	再作成した(OBより聴取)	震災後の豪雨により年金番号払出簿に滲みが確認されたため、乾かした上で上からなぞるなどし復元した。(OBより聴取)
13	福岡 中福岡	昭和30年2月20日	火災	①社会保険事務所隣接する支払基金が焼失 ②延焼危機回避のため、旧台帳を退避の際、滅失	—	旧台帳の特定は不可、紙被保険者名簿、払出簿の損害はなし。(OBより聴取)
14	福岡 久留米	昭和28年6月	水害	①昭和28年西日本水害による浸水 ②被保険者名簿のインクが水害により滲む。 喪失年月日、氏名等が判読できないものが実在。	被保険者名簿の滲んだ部分を上からなぞるなどしているものがあるが、復元時期・方法等は不明。喪失処理や算定の際に事業所から聴取の上復元したとも聞いている。(OBより聴取)	—
15	福岡 直方	昭和28年2月2日	火災	①火災により事務所焼失 ②被保険者名簿を焼失、払出簿被害なし(不明部分はある)	現存被保険者→事業所と記録照合 喪失被保険者→事業所(現存)の名簿等から復元作業を行う。 全喪事業所に係る被保険者名簿→払出簿から復元作業を行う。(資料より)	現存被保険者→昭和28年10月算定基礎時までに復元 喪失被保険者→大部分が復元 全喪事業所に係る被保険者名簿→連絡が取れなかった事業所については復元できず。(資料、OBより聴取)
16	大分 大分	昭和23年2月9日	火災	①大分県庁の火災 ②厚年台帳を焼失(新聞記事より)	事業所の協力を得て再作成(新聞記事より)	復元作業は行った(OBより聴取)
17	大分 大分	昭和34年か35年頃	風水害	①台風により事務所が浸水 ②台帳の種類は不明。県庁の地下2階倉庫で保管していた。	復元作業は行った(OBより聴取)	実質的な被害なし(OBより聴取)
18	鹿児島 川内	昭和44年6月30日	水害	①大雨による川のはんらんで庁舎浸水 ②事務所1階倉庫が水に浸かり国年台帳転記済みの検認台帳及び切り替え済みの旧台帳が水に浸かる。 件数等は不明。	水が引いた後に倉庫の清掃を行った。(OBより聴取)	実質的な被害はないため、特段の復旧作業は行わなかった。(OBより聴取)

(照会先)
年金局事業企画課
(担当・内線) 本 間(3653)
佐々木(3656)
(代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2793

第15回年金記録回復委員会資料

2010年7月27日
18:00～
厚生労働省 9F 省議室

資料1 当面の検討テーマ(PDF:328KB)

資料2-1 年金記録問題への対応状況(全体版)(PDF:4293KB)

【分割版はこちらから】

- ・資料2-1(1) 1. 年金記録問題への対応状況について(表紙～P6)(PDF:711KB)
- ・資料2-1(2) 2. 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について および 3. 約2万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組結果について(P7～P16)(PDF:690KB)
- ・資料2-1(3) 4. 不適正な選及訂正処理の可能性がある記録(約6.9万件)の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について その1(P17～P26)(PDF:1029KB)
- ・資料2-1(4) 4. 不適正な選及訂正処理の可能性がある記録(約6.9万件)の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について その2(P27～P30)(PDF:424KB)
- ・資料2-1(5) 5. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況 その1(P31～P42)(PDF:929KB)
- ・資料2-1(6) 5. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況 その2(P43～P55)(PDF:682KB)

資料2-2 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて(PDF:909KB)

注)上記資料は7月27日に公表しましたが、P17の「年金記録問題における死亡者の取扱いの現状」の記載に一部誤りがございましたので、8月13日に差し替えさせていただきます。ご迷惑をおかけしお詫び申し上げます。

なお、訂正箇所につきましてはこちらをご参照ください(赤字の箇所を抹消しました。)(PDF:104KB)

資料3 基礎年金番号の付番状況と当面の対応策(PDF:414KB)

資料4 業務改善工程表(案)(PDF:660KB)

資料5 事務処理誤り総合再発防止策(案)(全体版)(PDF:1233KB)

【分割版はこちらから】

- ・資料5(1) 事務処理誤り総合再発防止策(案) その1(PDF:438KB)
- ・資料5(2) 事務処理誤り総合再発防止策(案) その2(PDF:867KB)

資料6 年金事務所・年金相談センター お客様満足度アンケート(6月21日公表)追加的分析(全体版)(PDF:1156KB)

【分割版はこちらから】

- ・資料6(1) 年金事務所・年金相談センター お客様満足度アンケート(6月21日公表)追加的分析(PDF:436KB)
- ・資料6(2) 年金事務所・年金相談センター お客様満足度アンケート(集計結果:平成22年3月実施)(PDF:747KB)

資料7 年金記録回復基準等に関する電話調査(覆面調査)の結果概要(PDF:209KB)

資料8-1 新年金制度に関する検討会の設置について(PDF:107KB)

資料8-2 新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)の概要(PDF:195KB)

資料8-3 新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)(案)(PDF:266KB)

資料8-4 新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ) 参考資料(案)(PDF:1031KB)

資料9 「長妻大臣と語る『みんなの年金』意見交換会」について(PDF:198KB)

資料10 「記録問題への対応策」の検討状況(PDF:238KB)

「記録問題と対応策」の記載		実施時期	対応方針	対応スケジュール
項目	内容			
(3)	<p>3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策</p> <p>本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないよう、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。</p> <p>1) 受給者 既に裁定が行われていることから、現状のままとする。</p> <p>2) 被保険者 ・将来に向けては、遠やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。 ・過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。</p>	<p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>受給者・被保険者それぞれの具体的な取り扱いについては、通知の発出に向け検討中。</p> <p>今後は、年金機構において、第3号被保険者期間を有している被保険者の中で、配偶者のデータとの突き合わせなどにより本来第3号から第1号又は第2号被保険者に種別変更すべき期間を有する者を毎年定期的に洗い出し、「お知らせ」を送るなどして届出の勧奨を行うこととする。</p> <p>このため、 ①現在、第3号被保険者期間を有する被保険者の中から、種別変更をすべき該当者を洗い出すためのシステム開発に向け調整中（機構）</p> <p>②また、システムで該当者を洗い出すためには健保組合の被扶養配偶者情報を定期的に把握することが必要であるため、健保連と調整中（年金局） （協会けんぽ、共済組合については既に情報提供の仕組みあり）</p> <p>上記システムにより、初回の洗い出しで該当した被保険者については、過去2年より以前の3号被保険者期間の記録を現状のままとし、保険料の時効が到来していない過去2年間については、保険料の納付をお願いする（納付がない場合「未納期間」となる）旨を個別にわかりやすくお知らせすることとする。</p>	<p>・システム開発については、22年度から実施</p> <p>・必要な予算上の対応を含め調整中</p> <p>システム開発後に個別のお知らせを実施できるよう検討中</p>
(4)	<p>戦災や災害等による記録消失への、記録回復の手続きの明確化</p> <p>・戦災、風水害など災害等による記録消失についての、全国の時期別・場所別の被害状況と回復状況について調査の結果、判明したところは別紙のとおり。</p> <p>・また、旧社会保険庁年金保険部業務第2課の事務処理要領によれば、昭和40年代には、災害等で記録が滅失した場合の被保険者期間の認定の取扱いが定められていることから、上記調査結果を踏まえつつ、この基準について改めて検討の上、3ヶ月程度を旨に記録回復手続きの明確化を図る。</p>	3ヶ月程度	調査結果を踏まえつつ、当時の厚生年金「事務処理要領」について、わかり易い形でのマニュアル化を図る。	厚生年金、国民年金の記録回復基準案（素案）を策定し機構内で検証中
(5)	<p>「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査</p> <p>1) 被保険者ゼロ事業所の状況を把握するため、サンプル調査を実施し、現存稼働事業所の可能性のある事業所を選定するための方法を検討する。</p> <p>2) なお、現存稼働事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、事業所調査を実施する。稼働が確認された場合は、適切に是正を行う。</p>	<p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>効果的な実施方法を探るため6月よりサンプル調査を実施。具体的には、年金事務所において保険料告知額一覧表に示している被保険者ゼロ事業所の中から3%にあたる事業所を無作為に抽出し、対象事業所の「総合調査」を実施する。</p> <p>サンプル調査の結果を分析し、調査対象の絞り込みの方法、被保険者がいない場合の認定全額基準を定め、計画的に被保険者ゼロ事業所の調査を進める。</p> <p>上記調査で現存事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、直ちに事業所調査を実施し、必要な是正措置を講ずる。</p>	<p>サンプル調査：平成22年6月8日指示・依頼 本実施：8月開始予定</p> <p>確認次第直ちに是正</p>

第15回年金記録回復委員会（平成22年7月27日）
資料10 より抜粋



(照会先)
年金局事業企画課
(担当・内線) 本間(3653)
佐々木(3658)
(代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2806

第19回年金記録回復委員会資料

2010年12月14日
18:00～
厚生労働省 9F 省議室

資料1-1 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて(PDF:623KB)

資料1-1参考 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて(参考資料)(PDF:1,741KB)

資料1-2 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領(改正案)(PDF:406KB)

資料2 年金記録問題への対応状況について(PDF:330KB)

資料3 年金事務所に対する記録回復基準関係での電話調査(2回目)の結果(PDF:190KB)

資料3参考 年金事務所段階における記録回復の状況について(PDF:363KB)

資料4-1 「3号期間として管理されている不整合期間」の取り扱いについて(PDF:345KB)

※上記は廃止しました。

資料4-2 第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて(案)(PDF:137KB)

※上記は廃止しました。

資料5 遅延加算金請求勧奨ダイレクトメールについて(PDF:80KB)





「3号期間として管理されている不整合期間」 の取り扱いについて

平成21年12月に実施された旧社会保険庁職員アンケートにより、実際には1号被保険者にもかかわらず、3号被保険者として管理されている記録（以下「不整合記録」という。）が存在しているという事案が判明。

【ケース1】
2号被保険者が1号へ種別変更したにもかかわらず、その配偶者である3号被保険者の1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】
(転職)

夫	サラリーマン(2号)	自営業者(1号)
---	------------	----------

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	自営業者(1号)
---	-------------------	----------

【問題の事例】
(届出なし) ←届出忘れ?

妻	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	
---	-------------------	--

【ケース2】
3号被保険者が扶養から外れているにもかかわらず、1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

夫	サラリーマン(2号)	
---	------------	--

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	パートで働き年間130万円以上の収入(1号)
---	-------------------	------------------------

【問題の事例】
(届出なし) ←届出忘れ?

妻	サラリーマンの被扶養配偶者(3号)	
---	-------------------	--

不整合記録への対応策について

平成22年3月29日に開催された年金記録回復委員会において、不整合記録についての対応策が取りまとめられた。

職員アンケートからの記録問題への対応策（未定稿）

～抜粋～

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないように、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

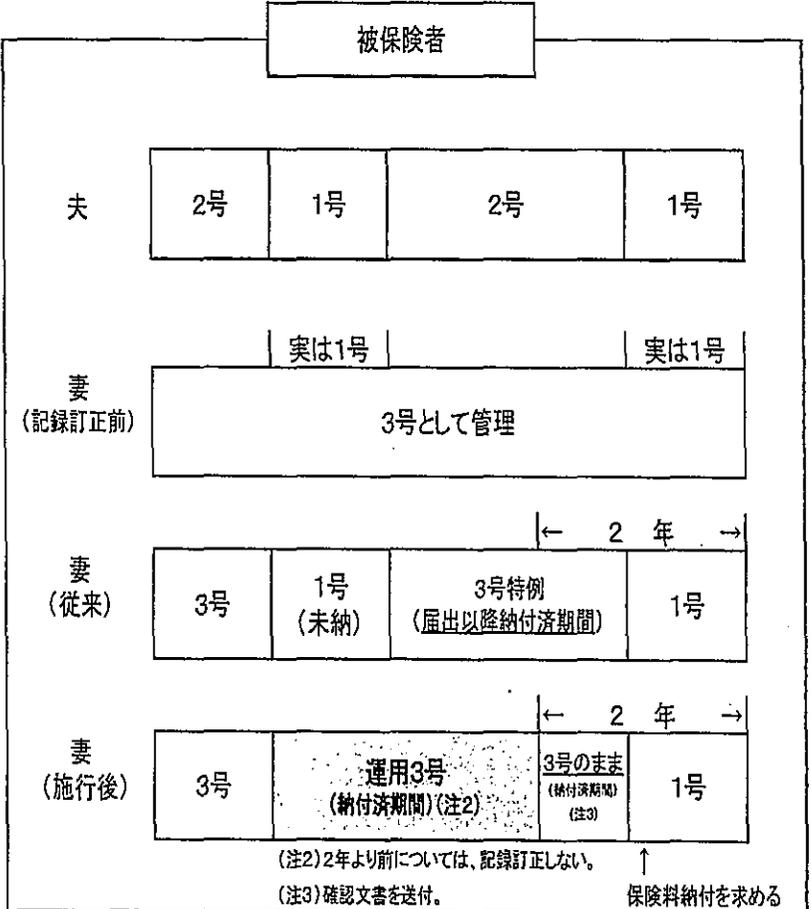
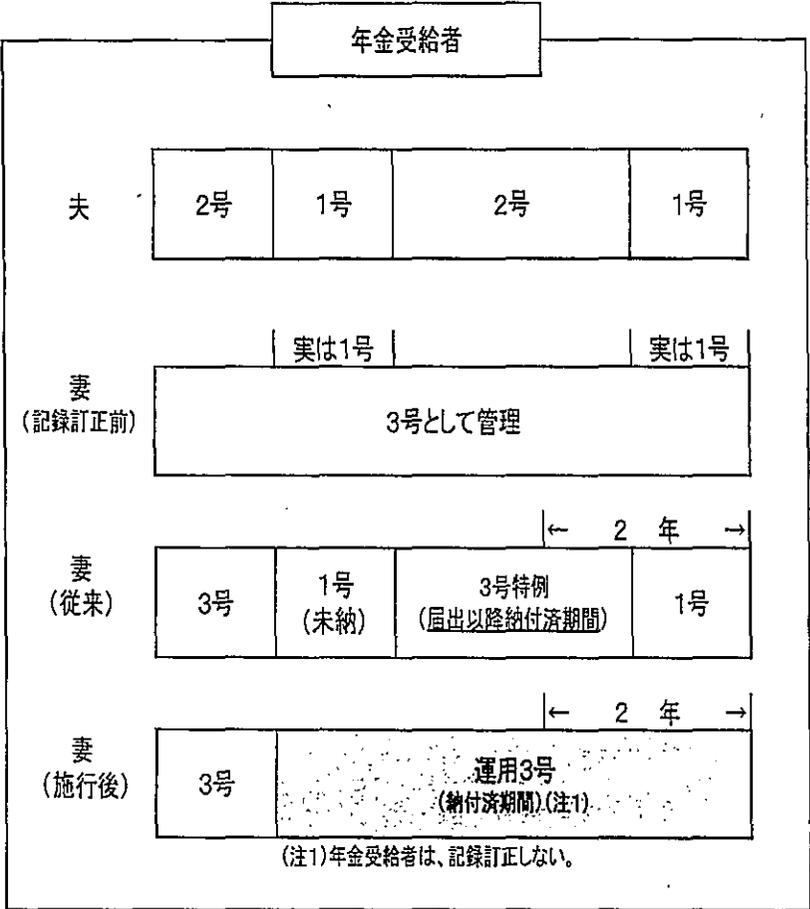
2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

運用による3号について

年金記録回復委員会において、取りまとめられた対応策に基づき、運用により3号を適用した期間を「**運用3号**」期間とし、納付済期間として取り扱うこととする。

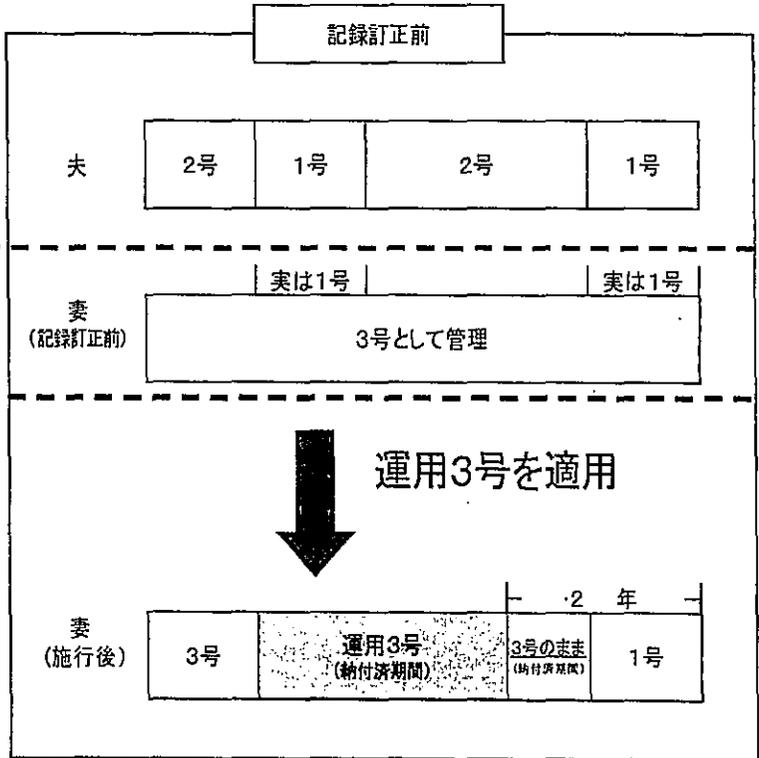
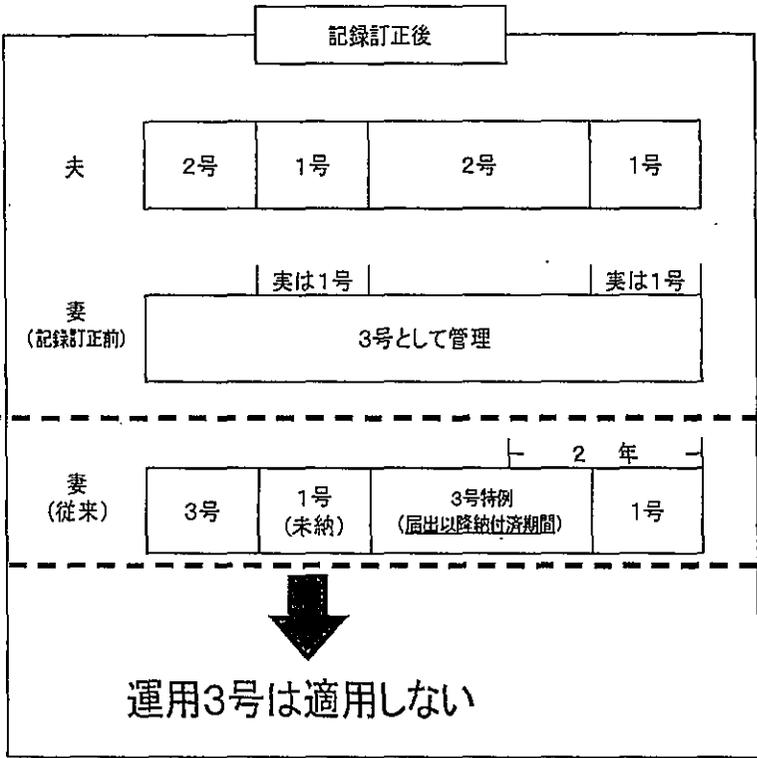


運用3号の適用について

運用3号に係る取扱いについては、年金局から日本年金機構に対し通知する予定としており、通知が行われた後（施行後）に不整合記録が判明した場合に適用することとする。したがって、通知前（施行前）に既に記録が正しく訂正されている場合は適用しない。

→ 記録訂正は本人確認のうえで、訂正された正当な取扱いであり、正当な記録に訂正された期間を3号期間に戻すことはしない。

→ 下記図 の状況により、適用するか否かが決定される。



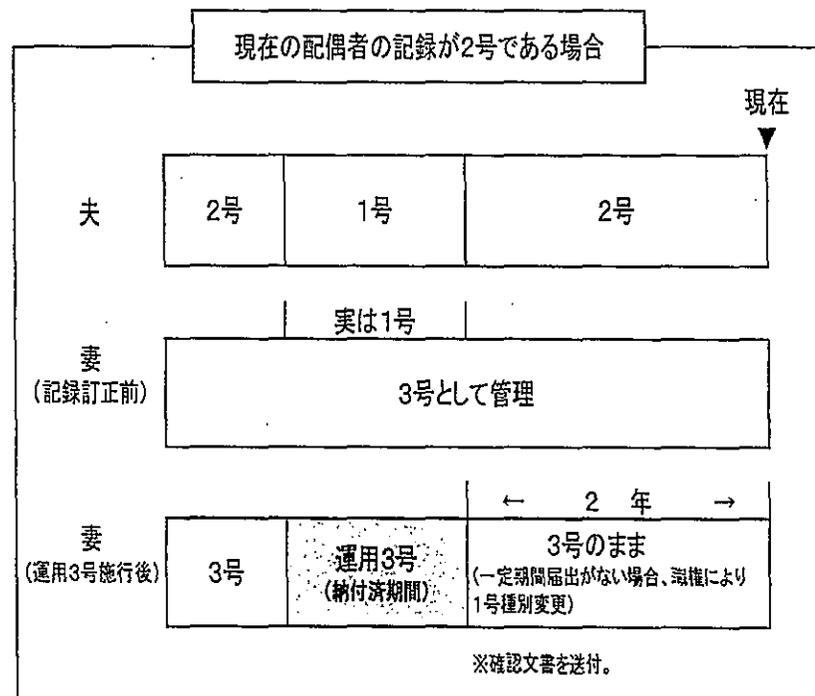
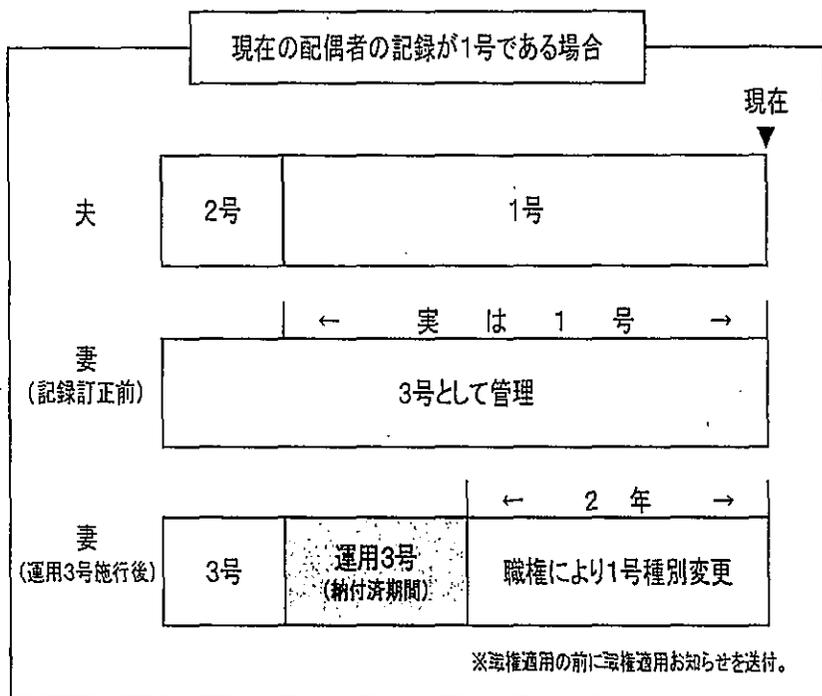
直近2年間の対応について

現在の配偶者（例：夫）の記録が1号である場合

→ 本人（例：妻）あて、職権適用のお知らせを送付した後、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。

現在の配偶者（例：夫）の記録が2号である場合

→ 本人（例：妻）あて、3号のままで正しいのか確認文書を送付（2回）し、一定期間、届出がない場合は、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。



運用3号の効力について

運用3号の取扱いに係る通知（年金局→機構）の効力を有する期間（範囲）については、以下のとおりとする。

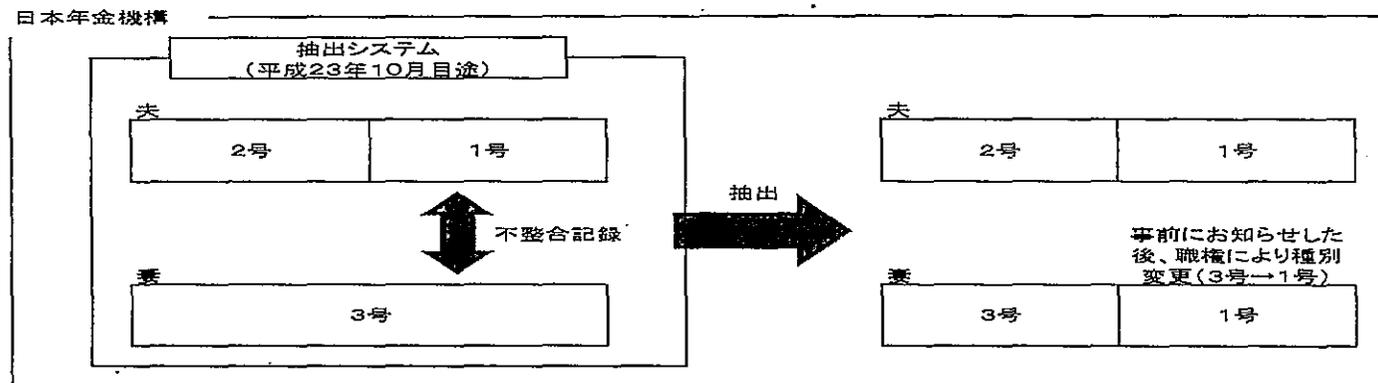
効力を発する日（始点）	施行日（平成23年1月1日）
有効期間	昭和61年4月～
将来の取扱い	<p>運用3号期間として確認した期間については、将来にわたって第3号被保険者期間として記録管理し、年金の裁定に結びつけていくように取り扱う。</p> <p>なお、今後はこのような不整合記録が生じないようにするための措置を段階的に講じていき、その結果を踏まえながら運用3号の取扱いの見直しを行う。</p>

※ 上記有効期間において、不整合記録が判明した場合は、運用3号を適用する。
（記録訂正されていないことが条件）

事務スキームについて part1

不整合記録を解消するために、以下の取り組みを実施していく。

- ①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応
→ 不整合対象者を抽出するためのシステム（以下「抽出システム」という。）を構築し、これにより抽出された不整合記録を職権により種別変更（3号→1号）する。



- ②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応
→ 協会けんぽ及び共済組合については、被扶養者情報を活用した種別変更の勧奨及び職権適用を実施しており、今後も継続していく。併せて、健康保険組合についても、同様の対応を実施できるよう、引き続き調整を進める。

事務スキームについて part2

以下の段階を踏んで不整合記録を解消していく。

①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応

〈第1段階〉（取扱通知発出日）

→ 年金相談等で、不整合対象者であることが判明した場合は、直近2年間を除いて運用3号を適用し、その旨、事蹟管理システムにおいて管理する。

〈第2段階〉（平成23年10月から実施予定）

→ 抽出システムにより不整合対象者を抽出した後、職権で種別変更する旨のお知らせを事前を送付し、その後、直近2年間について、3号から1号へ種別変更する。
→ これに伴い、直近2年より前の期間は運用3号を適用することとなり、その旨事蹟管理システムにおいて管理する。

②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応

〈第3段階〉

→ 健康保険組合より被扶養者の情報提供を受け、種別変更（3号→1号）の勧奨状を送付する。
→ 併せて、この時点における不整合対象者を、再度、抽出システムにより抽出し、職権で種別変更する。



〈第3段階〉まで行った上で、一定期間後に今回の措置の効果を検証し、措置の継続の必要性等について検討する。

年金局 → 機構

(案 1)

年管企発 第 号
年管管発 第 号
平成 22 年 月 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

第 3 号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第 1 号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて

標記については、本年 3 月 29 日に開催された年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」の「(3) 3 号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不明確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」として下記の取扱いが取りまとめられたところであるが、これは、第 3 号被保険者期間としての年金記録を実際には第 1 号被保険者であった期間も含め、真正な記録と認めて行政としての決定等を行ってきたことから、行政の決定等に対する国民の信頼を一定の範囲において保護する必要があるという観点からの取扱いである。

については、下記の取扱いを平成 23 年 1 月 1 日より実施することとされたい。ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象とならないことに留意願いたい。

また、被保険者及び被保険者であった者に係る取扱いについては、第 3 号被保険者とその配偶者の記録の突き合わせを行い、該当者を把握していく必要があるので、所要の準備を進められたい。併せて、第 1 号被保険者への種別変更が適切に行われていない場合における届出勧奨及び種別変更の処理について、今後遺漏なく行われるよう、一層の徹底を図られたい。

記

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 受給権者

既に裁定が行われていることから、現状を変更しないものとする。

2 被保険者及び被保険者であった者

- (1) 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求めること。
- (2) 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しないものとする。保険料の時効が到来していない過去2年間の期間については、遡って第1号被保険者に種別変更するよう認定し、変更した期間に係る保険料の納付を求めること。



(照会先)
年金局事業企画課
(担当・内線) 本間(3653)
佐々木(3658)
(代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)2806

第20回年金記録回復委員会資料

2011年1月31日 18:00～

厚生労働省 19F 専用第22会議室

資料1-1 「運用3号」に関する研修、諸準備について(PDF:81KB)

※上記は廃止しました。(平成23年3月8日廃止)

資料1-1別紙1 「運用3号」に関する経緯等について(PDF:201KB)

※上記は廃止しました。(平成23年3月8日廃止)

資料1-1別紙2 「運用3号」職員向け「Q&A」集(第2版)(PDF:310KB)

※上記は廃止しました。(平成23年3月8日廃止)

資料1-2 新たな「不整合記録」の発生要因と対策の方向性(PDF:83KB)

資料2 年金記録の不備により任意加入ができなかった脱退手当金受給者への対応について(PDF:167KB)

資料3 年金記録問題への対応状況について(PDF:260KB)

資料4-1 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて(PDF:867KB)

資料4-2 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領(改正案)(PDF:233KB)

資料5 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した住所変更届等の届出手続の簡素化について(PDF:247KB)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

平成23年1月31日
厚生労働省年金局事業管理課・日本年金機構

「運用3号」に関する研修、諸準備について

1. 研修による周知徹底

(1) 既に実施したもの

○平成22年11月12日 …… 準備段階での事務説明会（ブロック本部、各県代表年金事務所等）

(2) 今後実施するもの

○平成23年1月～3月頃 …… 全ての年金事務所、都道府県事務センター、コールセンター（民間委託）、街角の年金相談センター（社労士会委託）、各都道府県社会保険労務士会を対象に、徹底した説明会・研修会を実施する。その際に出された質問については、集約して回答を全国にフィードバックする。

○研修の実施状況は、節目節目で年金記録回復委員会に報告する。なお、この実施効果につき、回復委の委員による「覆面調査」をお願いすることも予定。

(当面の研修)

・ 機構職員への事務説明会（障害年金加算改善法に関する説明と合同で実施）

1. 日時 平成23年1月27日(木) 13:00～17:05

2. 場所 日本年金機構 南関東ブロック本部3F「大会議室」